	設計図書の優先順位(設計図書中、仕様及び詳細等相違のある場合の優先順位)
	(1)見積要領書及び現場説明書(追加指示書、付属図書、質疑応答書含む) (2)特記仕様書
	(3) 設計図書
	(4) 建築工事共通仕模書・最新年度版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
	・但し、仕上げの程度に相違のある場合は、上記にかかわらず上質のものになる。
	・概要書及び特記仕様書、設計図に明記されていない材料及び仕上げについては、監督員の指示による。
	・材質、寸法、形状、色彩等については、監理者の承諾を受けること。
	図面中のメーカー並びに固有材料名称は、あくまで材料仕様の程度を示すものであって、メーカーを指示するものではない。
Ц	工事区分 1.設計図中工事区分による。
	尚、施工にあたっては各工事施工者間で充分打ち合わせの上施工すること。
	2.建築図面とランドスケープ図面に不整合箇所がある場合には、監督員の指示により調整を図ること。
	施工図等の作成
	 1.本工事の着手に当たり、既設物、地盤高等の確認のため現況測量を行い、設計図と差異がある場合は監督員に報告する。 2.施工に先立ち、施工図を作成し監督員に承諾を得ること。
	と、肥工にガエう、肥工凶どIF以し無目見に外絶さ行むこと。
	使用材料の検収
	1.仕上げ材料、色彩並びに構成部材の採用決定にあたっては見本等を提出の上、監督員の承諾を得ること。
	2.石造物、工作物、植栽については監理者及び施主と共に製作場所、調達場所にて検収を行い承認を得ること。3.下記の項目については、部分的なモックアップを作成し、監督員と共に検収を行い、承認を得ること。
	〈記号〉 〈名称〉 〈数量〉
	〈記号〉 〈名称〉 〈数量〉 なし
	なし
	なし - 般事項 - 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任にお
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。 3.既設物の解体・撤去の際は、形状寸法、数量を監督員に報告し、監督員の指示に従って処理する。
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。 3.既設物の解体・撤去の際は、形状寸法、数量を監督員に報告し、監督員の指示に従って処理する。 4.工事に伴う諸手続きは、関係法令等に基づき必要な手続きを行う。
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。 3.既設物の解体・撤去の際は、形状寸法、数量を監督員に報告し、監督員の指示に従って処理する。 4.工事に伴う諸手続きは、関係法令等に基づき必要な手続きを行う。
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。 3.既設物の解体・撤去の際は、形状寸法、数量を監督員に報告し、監督員の指示に従って処理する。 4.工事に伴う諸手続きは、関係法令等に基づき必要な手続きを行う。 5.工程及び仮設計画、現場管理については、他関連工事と調整すること。
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。 3.既設物の解体・撤去の際は、形状寸法、数量を監督員に報告し、監督員の指示に従って処理する。 4.工事に伴う諸手続きは、関係法令等に基づき必要な手続きを行う。 5.工程及び仮設計画、現場管理については、他関連工事と調整すること。 造成工事
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。 3.既設物の解体・撤去の際は、形状寸法、数量を監督員に報告し、監督員の指示に従って処理する。 4.工事に伴う諸手続きは、関係法令等に基づき必要な手続きを行う。 5.工程及び仮設計画、現場管理については、他関連工事と調整すること。 造成工事 1.盛土工に当たっては、現状地盤と盛土部との間に滞水層ができないように注意を払う。
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。 3.既設物の解体・撤去の際は、形状寸法、数量を監督員に報告し、監督員の指示に従って処理する。 4.工事に伴う諸手続きは、関係法令等に基づき必要な手続きを行う。 5.工程及び仮設計画、現場管理については、他関連工事と調整すること。 造成工事 1.盛土工に当たっては、現状地盤と盛土部との間に滞水層ができないように注意を払う。 2.切土工に当たって、特殊土壌(土丹、れき、固結粘土等)が出現した場合は、監督員とその処理を協議する。 3.植栽基盤が他工事の盛土工による場合で、明らかに盛土材が植栽に適さないと判断される場合は、監督員
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。 3.既設物の解体・撤去の際は、形状寸法、数量を監督員に報告し、監督員の指示に従って処理する。 4.工事に伴う諸手続きは、関係法令等に基づき必要な手続きを行う。 5.工程及び仮設計画、現場管理については、他関連工事と調整すること。 造成工事 1.盛土工に当たっては、現状地盤と盛土部との間に滞水層ができないように注意を払う。 2.切土工に当たって、特殊土壌(土丹、れき、固結粘土等)が出現した場合は、監督員とその処理を協議する。 3.植栽基盤が他工事の盛土工による場合で、明らかに盛土材が植栽に適さないと判断される場合は、監督員と協議する。
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。 3.既設物の解体・撤去の際は、形状寸法、数量を監督員に報告し、監督員の指示に従って処理する。 4.工事に伴う諸手続きは、関係法令等に基づき必要な手続きを行う。 5.工程及び仮設計画、現場管理については、他関連工事と調整すること。 造成工事 1.盛土工に当たっては、現状地盤と盛土部との間に滞水層ができないように注意を払う。 2.切土工に当たって、特殊土壌(土丹、れき、固結粘土等)が出現した場合は、監督員とその処理を協議する。 3.植栽基盤が他工事の盛土工による場合で、明らかに盛土材が植栽に適さないと判断される場合は、監督員と協議する。 4.既存残置樹木周辺の高さが計画レベルと合わない場合は、監督員と協議する。
	本に 一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。 3.既設物の解体・撤去の際は、形状寸法、数量を監督員に報告し、監督員の指示に従って処理する。 4.工事に伴う諸手続きは、関係法令等に基づき必要な手続きを行う。 5.工程及び仮設計画、現場管理については、他関連工事と調整すること。 造成工事 1.盛土工に当たっては、現状地盤と盛土部との間に滞水層ができないように注意を払う。 2.切土工に当たっては、現状地盤と盛土部との間に滞水層ができないように注意を払う。 2.切土工に当たって、特殊土壌(土丹、れき、固結粘土等)が出現した場合は、監督員とその処理を協議する。 3.結該基盤が他工事の盛土工による場合で、明らかに盛土材が植栽に適さないと判断される場合は、監督員と協議する。 4.既存残置樹木周辺の高さが計画レベルと合わない場合は、監督員と協議する。 5.造成終了後にランドフォームの出来形について、監督員の確認を得ること。 6.全てのコンリート権壁には、@20m以内に伸縮目地、@10m以内に誘発目地(化粧目地)を設けること。特に地盤の変化する箇所や排壁高さが蓄しく異なる箇所、構造工法が異なる箇所に伸縮目地を設け、基礎部まで切断するものとする。 日地仕様は詳細図を優先する。 詳細図に記載のない場合は、下記とする。 中権目地:目地材は、ポリエリン独立発売系とし、幅は10mm以上とする。 中権目地:目地材は、ポリエリン独立発売系とし、幅は10mm以上とする。
	一般事項 1.仕様書及び図面に記載なくとも、本工事を遂行する上で当然必要な施工上の事項については請負者の負担において処理する。(既存構造物の取り壊し、撤去を含む。) 2.本工事と既設部分とのすり付けは、馴染みよく仕上げる。尚、既設構造物等を損傷させた場合は、請負者の責任において速やかに復旧すること。 3.既設物の解体・撤去の際は、形状寸法、数量を監督員に報告し、監督員の指示に従って処理する。 4.工事に伴う諸手続きは、関係法令等に基づき必要な手続きを行う。 5.工程及び仮設計画、現場管理については、他関連工事と調整すること。 造成工事 1.盛土工に当たっては、現状地盤と盛土部との間に滞水層ができないように注意を払う。 2.切土工に当たって、特殊土壌(土丹、れき、固結粘土等)が出現した場合は、監督員とその処理を協議する。 3.植栽基館が他工事の盛土工による場合で、明らかに盛土材が植栽に適さないと判断される場合は、監督員と協議する。 4.既存残置樹木周辺の高さが計画レベルと合わない場合は、監督員と協議する。 6.全てのコツリー権壁には、20の以内に伸縮目地、210m以内に誘発目地(化粧目地)を設けること。特に地盤の変化する箇所や推墜高さが著しく異なる箇所、構造工法が異なる箇所に伸縮目地を設け、基礎部まで切断するものとする。 目地仕様は詳細図を優先する。詳細図に記載のない場合は、下記とする。

ロ コンクリートエ 1.使用するコンクリートは以下の仕様とし、各工種の共通とする。 - 鉄筋コンクリート: 24-12-25 ■無筋コンクリート: 18-8-25 均しコンクリート: 18-8-25 □ 舗装工 1.石張舗装は、設計図に基づいて割付け図を作成し、監督員の承諾を得ること。 2.舗装の水勾配は、設計図に基づいて施工図を作成し、監督員の承諾を得ること。 3.路床設計CBRは3%を標準とし、CBR試験方法(JIS A 1211、路床土の支持力比試験)により定める。 試験箇所数は、舗装面積1000m2当たり1箇所を目安とし、地盤の状況に応じて適切に行うこと。。 また、定められたCBR値が得られない場合は、監理者に報告し監理者の指示に従って処理する。 4.使用する石材は詳細図による。 5.路盤材料及び厚さは詳細図による。また、路盤の締固め度試験を行うこと。 路盤締固め度の試験は、JIS A 1214により現場密度を測定する。 測定箇所は、1000m2以下は3箇所、また1000m2を超える場合は、更に1000m2ごとに1箇所増すものとする。 □ 雑工作物工事 1.施工に先立ち、詳細な施工図を作成し監督員の承諾を得ること。 2.外構基礎の底版レベルは特記されているレベルとし、当該地盤の事前調査を行い、監督員の承認を得ること。 3.ボラードなど鋼製施設はサンプルを提出し、材質・仕上げ・色について、監督員の承諾を得ること。 4.スラブ上に設ける構造物躯体は、押えコンより鉄筋を立ち上げ、下地を十分荒らした後、コンクリートを打設し スラブと一体の構造体を形成させること。 5.南洋材(イペ材)は、木材保護塗料仕上げとして、キシラデコート(含浸性)1回塗布とする。 □ 石工事 1.施工に先立ち施工図を作成し、監督員の承認を得ること。 2.使用材料は、 ■監督員とともに産地にて検査を行い、適した材料を選び出し、承認を得ること。 ■カットサンプルを作成し、石の色味と仕上げについて、監督員の承認を得ること。 3.舗装材、工作物等で石材を用いたものは、モルタルに白華防止混和材をセメント分の10%の割合で混合すること。 また、舗装・壁面で使用する石材については表面処理(フッ素シリコン)を「5面」 塗布すること。 表面処理(フッ素シリコン)は、パーフェクトコート 浸透タイプ 同等品とする。 対象:石縁石-A、石縁石-B、石縁石-C、階段-A 蹴上石、階段-B 蹴上石 4.石組みは、図面を参考とし大石を取り混ぜて模様を創ること。 特に角石には留意すること。また、見え掛かりには - モルタルを出さず施工すること。 □ 排水工事 1.掘削は、深掘りしないよう注意し行うこと。また、埋戻しについては後日不同沈下が生じないよう出来るだけ良質土を用 い、30cmごとに十分転圧を行うこと。 2.側溝、桝等と他の施設(舗装・縁石等)との取り合いは、設計図に納まり図がない場合は、施工図を作成し監督員の承諾 を得ること。 3.屋上庭園内のドレイン位置は、本体工事とする。 4.側溝桝及び集水桝へのつなぎ込み等については排水設備図を参照のこと。

□ 植栽工 ■ 地上部 1.施工場所が狭い時は、大径木の植栽等、良好な状態で施工できるよう、建築工事、石工事との工程調整及び施工方法に 2.本工事において、設計図に記載のない既存樹木の伐採・抜根が発生した場合は、監督員と協議の上その指示を受ける。 3.樹木材料検査は高木すべて検査対象とし、監督員とともに産地にて検査を行い承認を得ること。 また、低木・地被はサンプル検査とする。 4.樹木の植付けに際しては、各樹木の形状、樹姿等を確かめ周囲の状況を考慮して見栄え良く植え込むこと。また、支柱 の向きにも注意すること。特に主要樹木については、現場における位置その向き、及び傾き等、監督員の指示に従って 施工すること。 5.植穴の掘削に際し、湧き水、滞水、障害物等、樹木の育成を阻害する土壌条件が発見された場合は、監督員と協議し適 6.低木植込の端部は枝下があがらないように、前面の一列はやや前傾に倒して植え付けること。 7.低木・地被の寄植えは施工前に指定数量の樹木を現場にて仮置きし、植栽密度の調整を行い監督員の承諾を得た上で施 8.灌木、地被類の客土は全面客土を施し(平面図及び詳細図参照)、その客土厚は灌木部:40cm、地被類:20cmとする。 また、高木の客土は植穴形状及び客土量は詳細図に基づき客土を行う。 9.根巻きは、原則として幹周り25cm以上の移植樹木に施工する。 10.植付け時から工事末までを養生期間とし、必要に応じて根鉢の底まで水が十分浸透するように灌水を行うものとする。 11 植穴試験の実施項目、試験方法は下記とする。 -土壌硬度測定試験・・・試験方法は長谷川式土壌硬度計により、植穴の地表面を1箇所測定する。 •植穴透水試験・・・・・長谷川式簡易現場透水試験器により測定する。 *試験頻度・・・・・・幹周り150cm以上の樹木はすべて。 また、新植中高木は、植栽総本数の5%を試験箇所数とする。 12.地下支柱は、東邦レオ(株)製品、日本地工(株)製品又は同等品とする。 14.マルチング材は下記の材料とし、サンプル提出の上、監督員の承認を得ること。 使用マルチング材: 針葉樹皮マルチング材、難燃性 火山砂利系マルチング材(黒色) 15.人工土壌は、東邦レオ(株) ビバッソイル 又は同等品とする。 ·高木・灌木・地被について、樹名板を 指定数量(植栽平面図 参照) 設置すること。 ・設置する樹木の位置については、監督員の承認を受けること。 林床は草刈り及び枯れ枝、枯れ草、ゴミ等の撤去清掃を行う。 保存樹木に枯れ枝等がある場合は剪定を行うこと。 18.本特記仕様書に記載なき事項については、標準仕様書による。 ■ 人 丁 +地/映部 - 1.一般事項は地上部と同様とする。 2.マルチング材はサンプルを提出の上、監理者の承認を得ること。 - 3.人工土壌は、東邦レオ(株) t'パソイル 又は同等品とする。 4.植栽基盤にはすべて排水層を確保すること。 □ 瑕疵 ■ 植物材料 1.工事完成検査時に監理者の指示する書式に従い、枯れ補償実施計画書を提出する。

2.竣工後一年以内に枯損樹木(中高木、低木、地被類)の調査を行い、前述の実施計画書に記録すると共に植え替え時期について監督員と協議する。

3.植え替え工事完了後、植栽工事完了報告書を提出し、監督員の現場立合い検査を受ける。

■その他の施設構造物

1.建築工事同様の瑕疵を担保する。



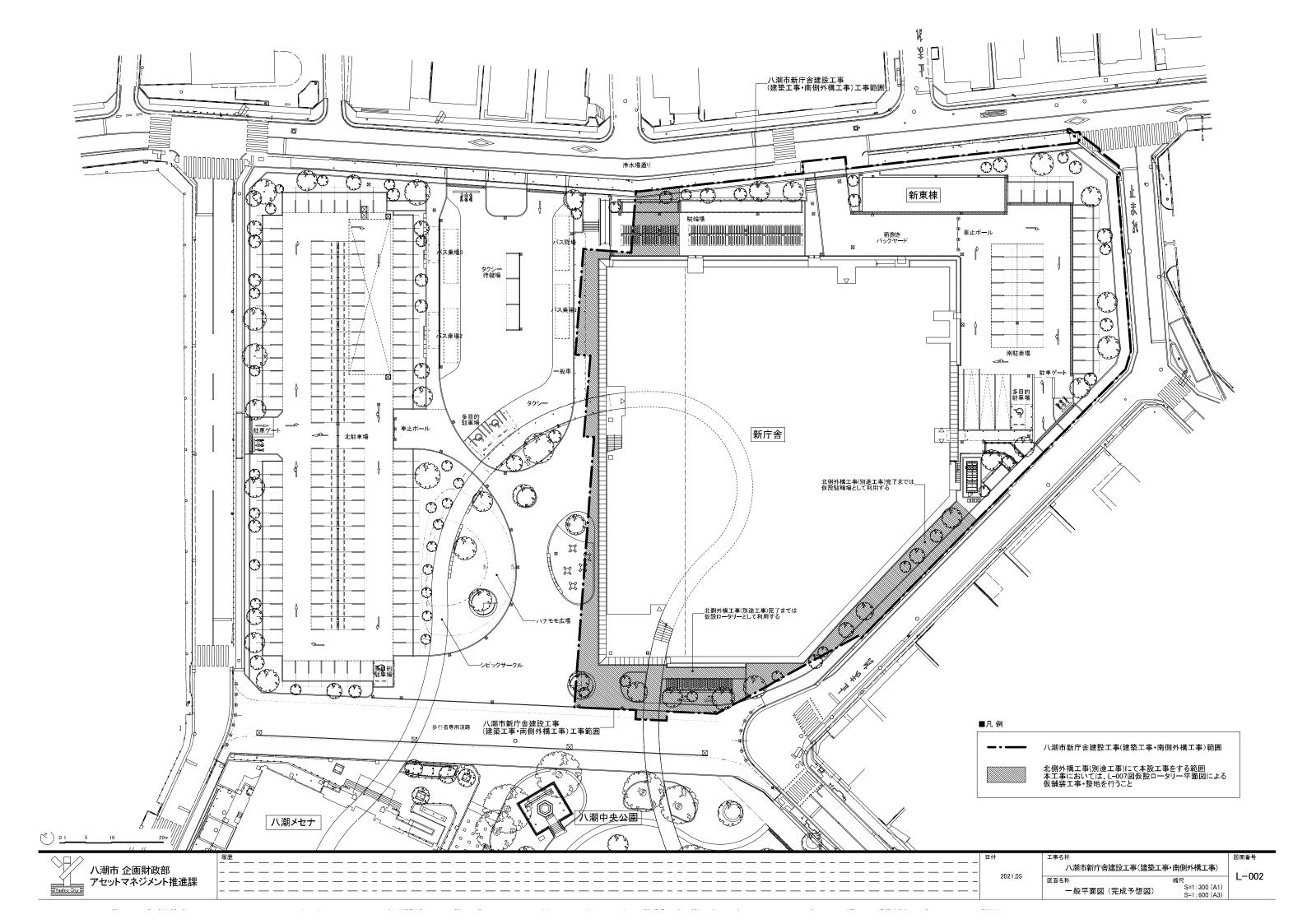
八潮市 企画財政部 アセットマネジメント推進課

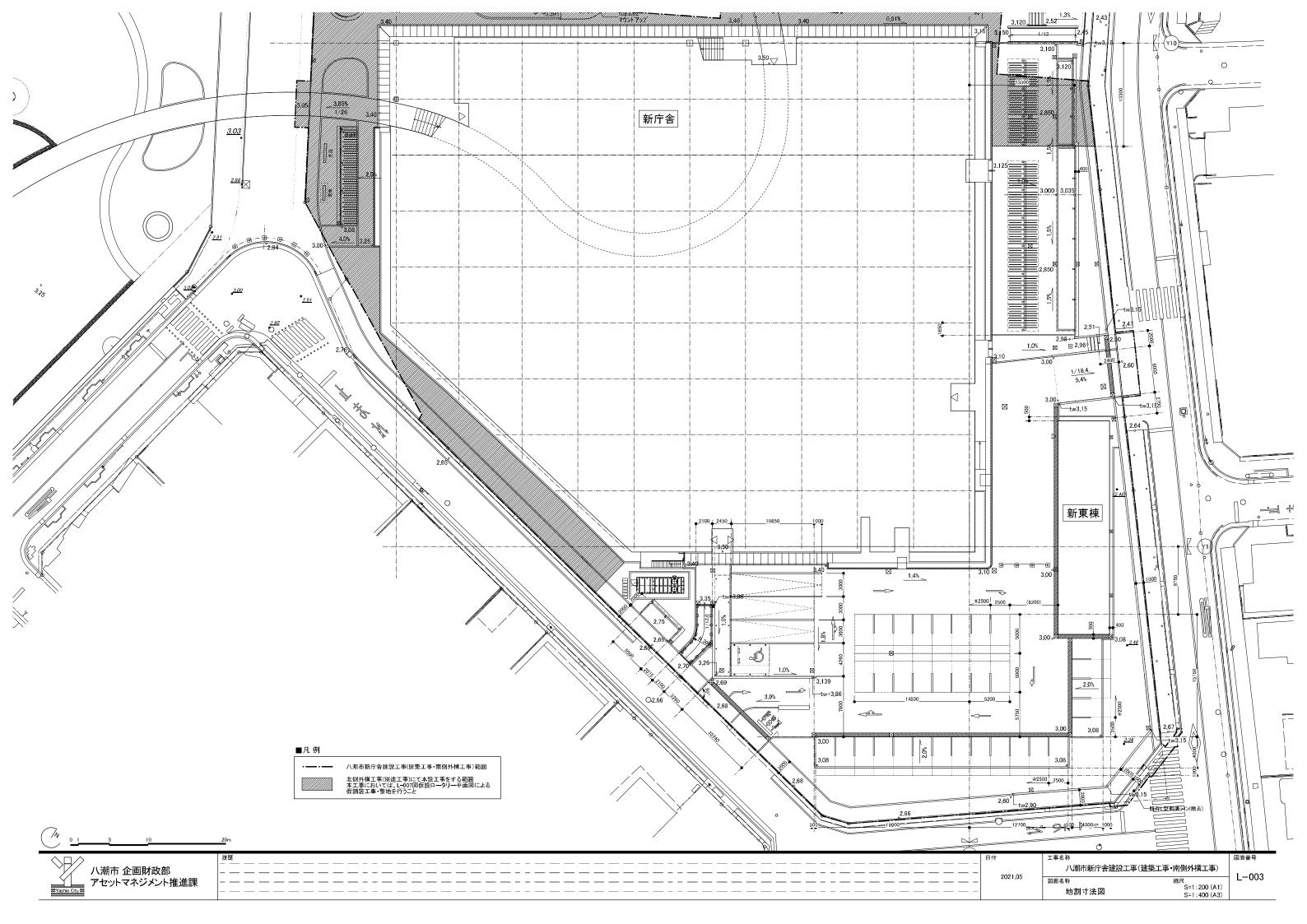
1.灌水設備は、東邦レオ(株)製品または同等品以上とする。

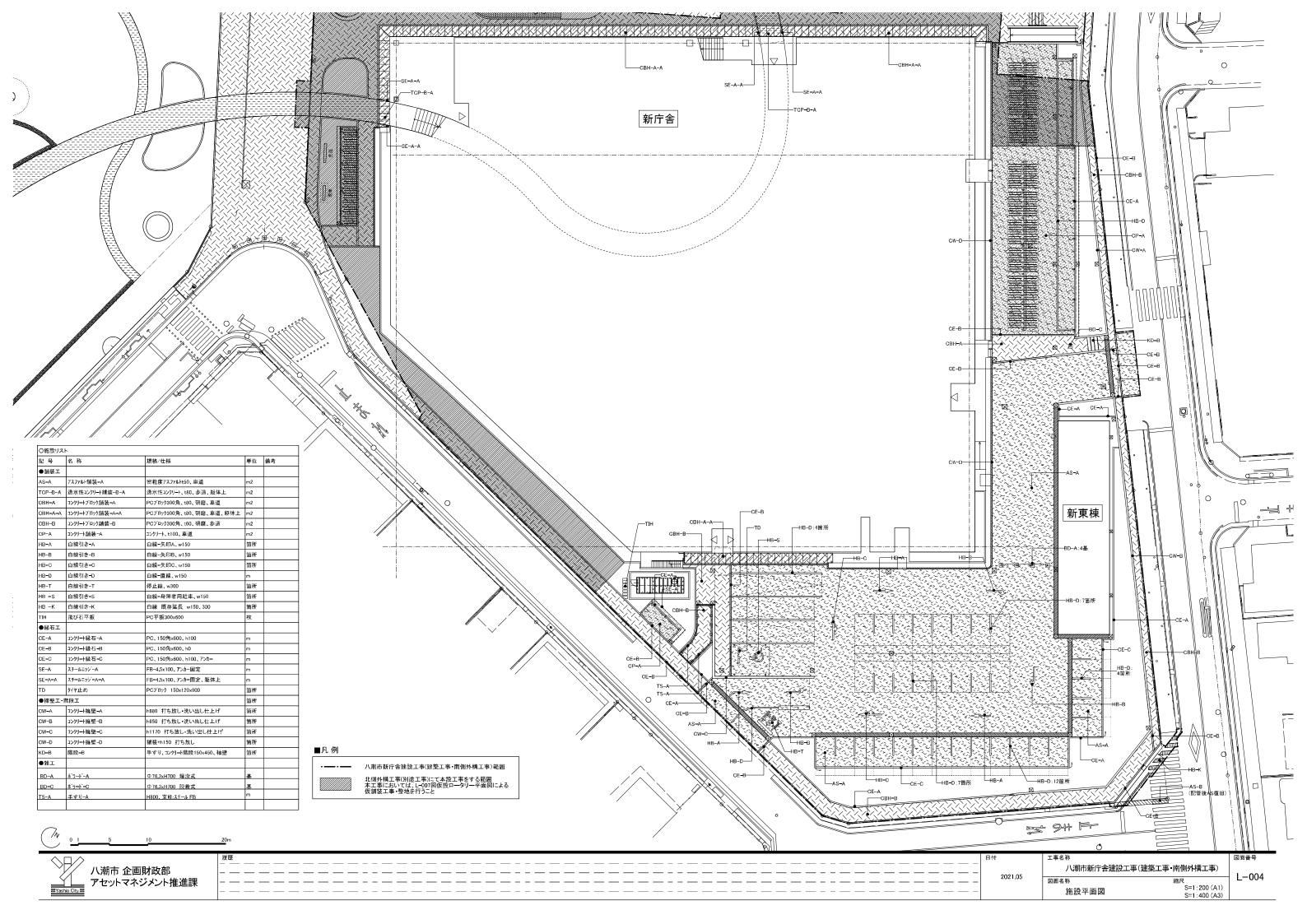
2バルブまでの給水管工事(一次側給水)は本体工事とする。

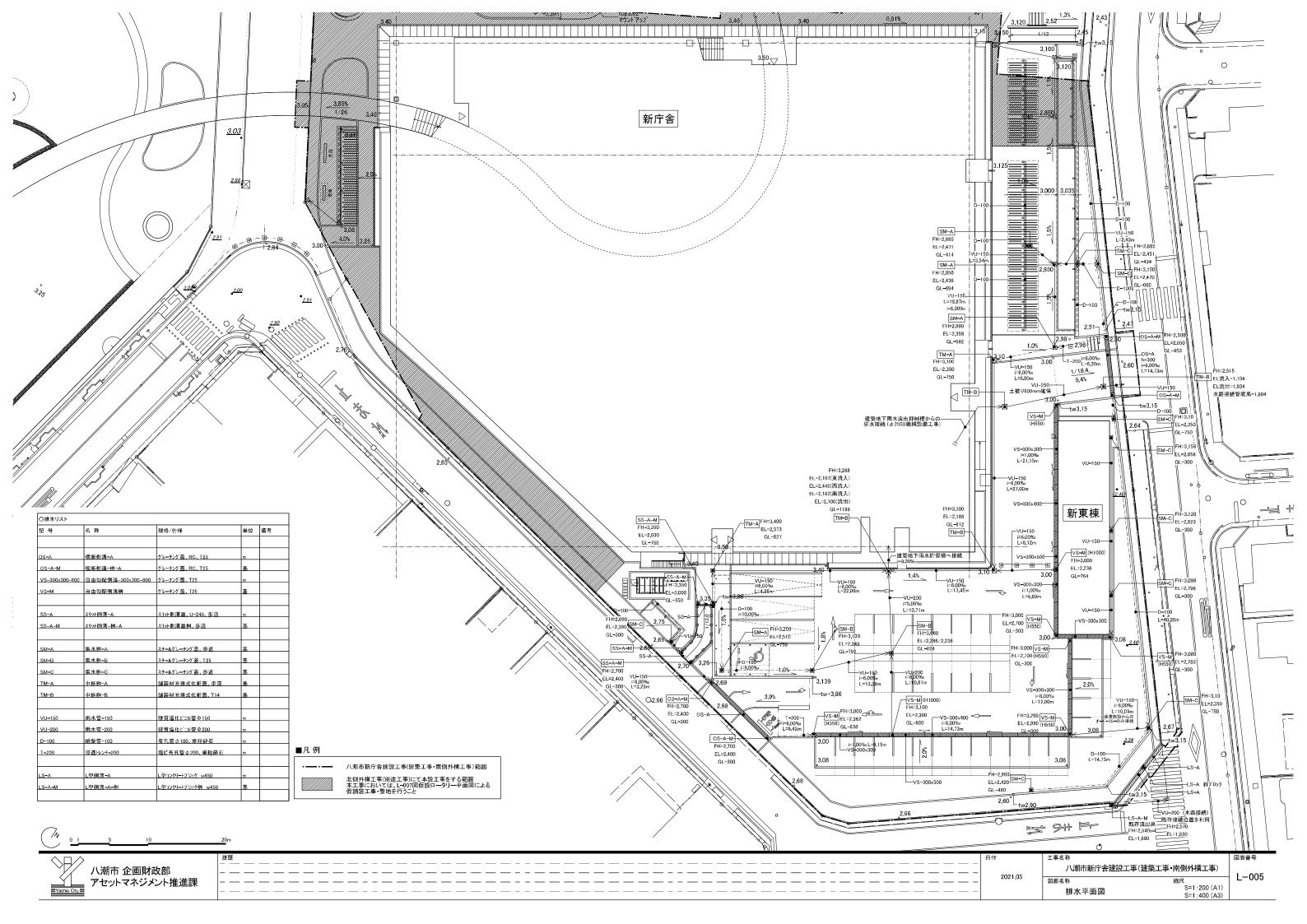
八潮市新庁舎建設工事(建築工事・南側外構工事)
2021.05 図面名称 縮尺 (A1) (A2)

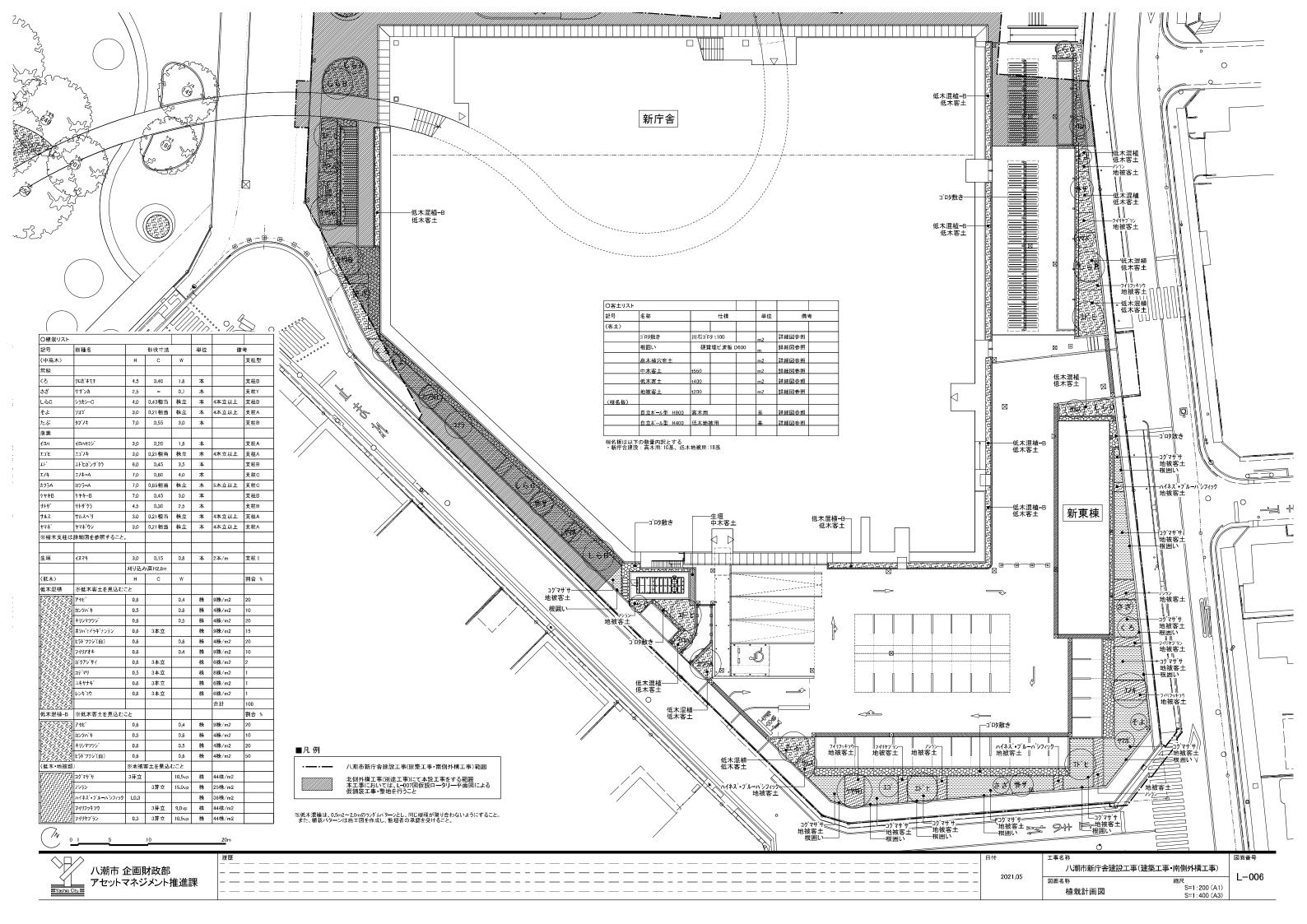
1 - 001

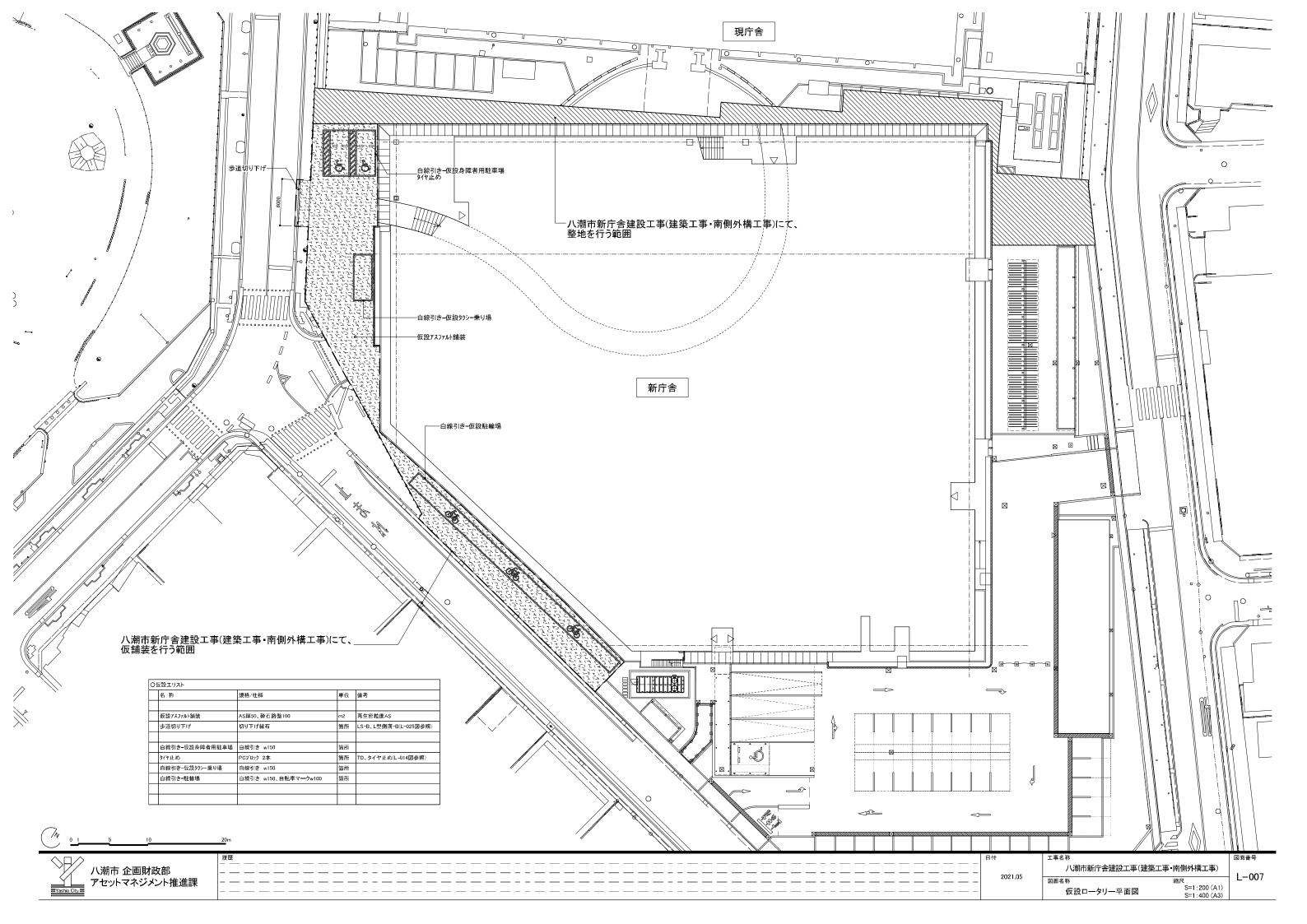


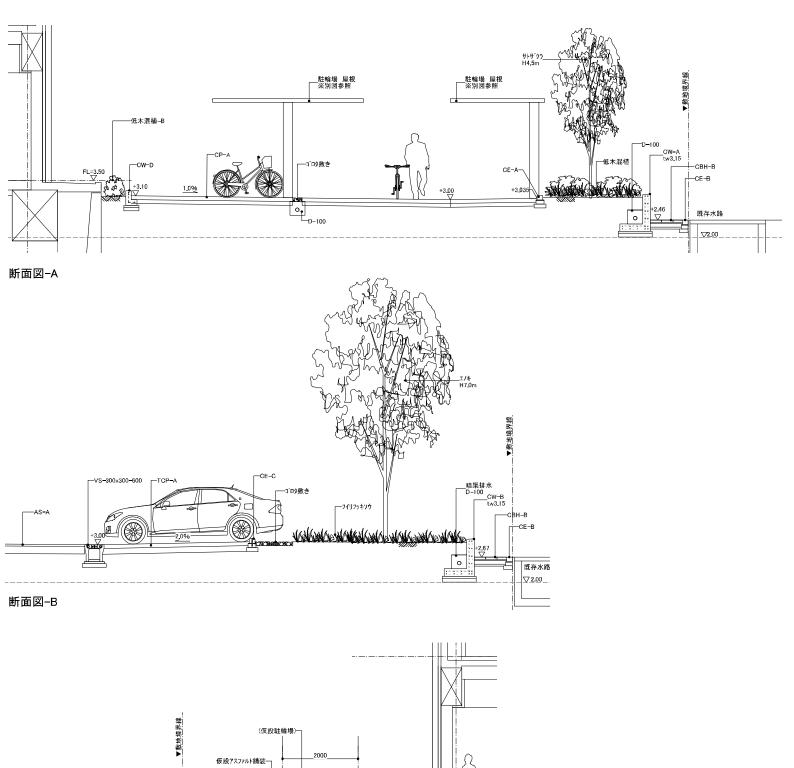


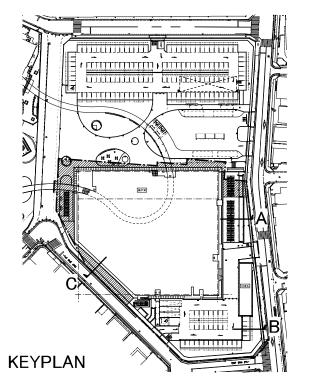








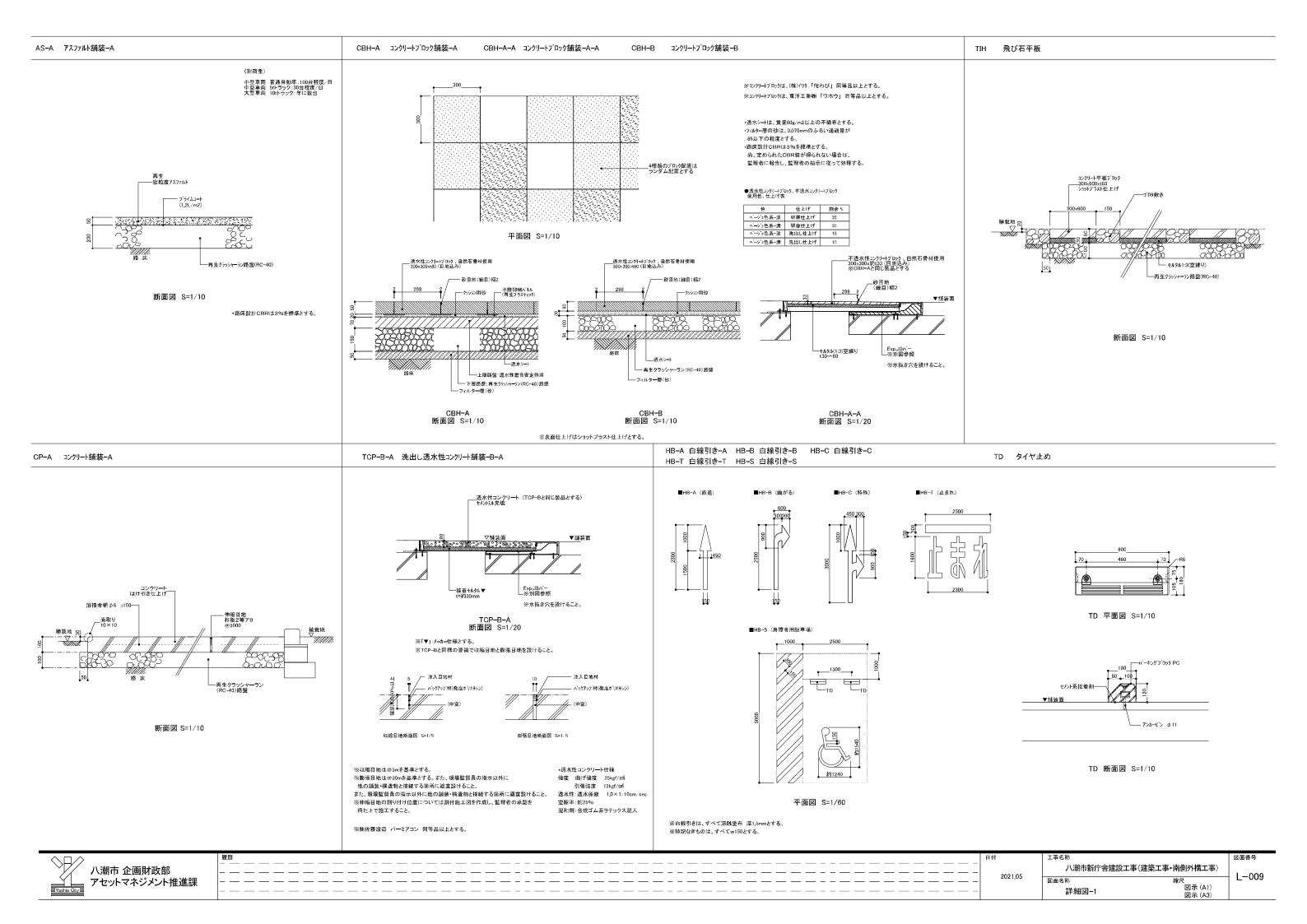


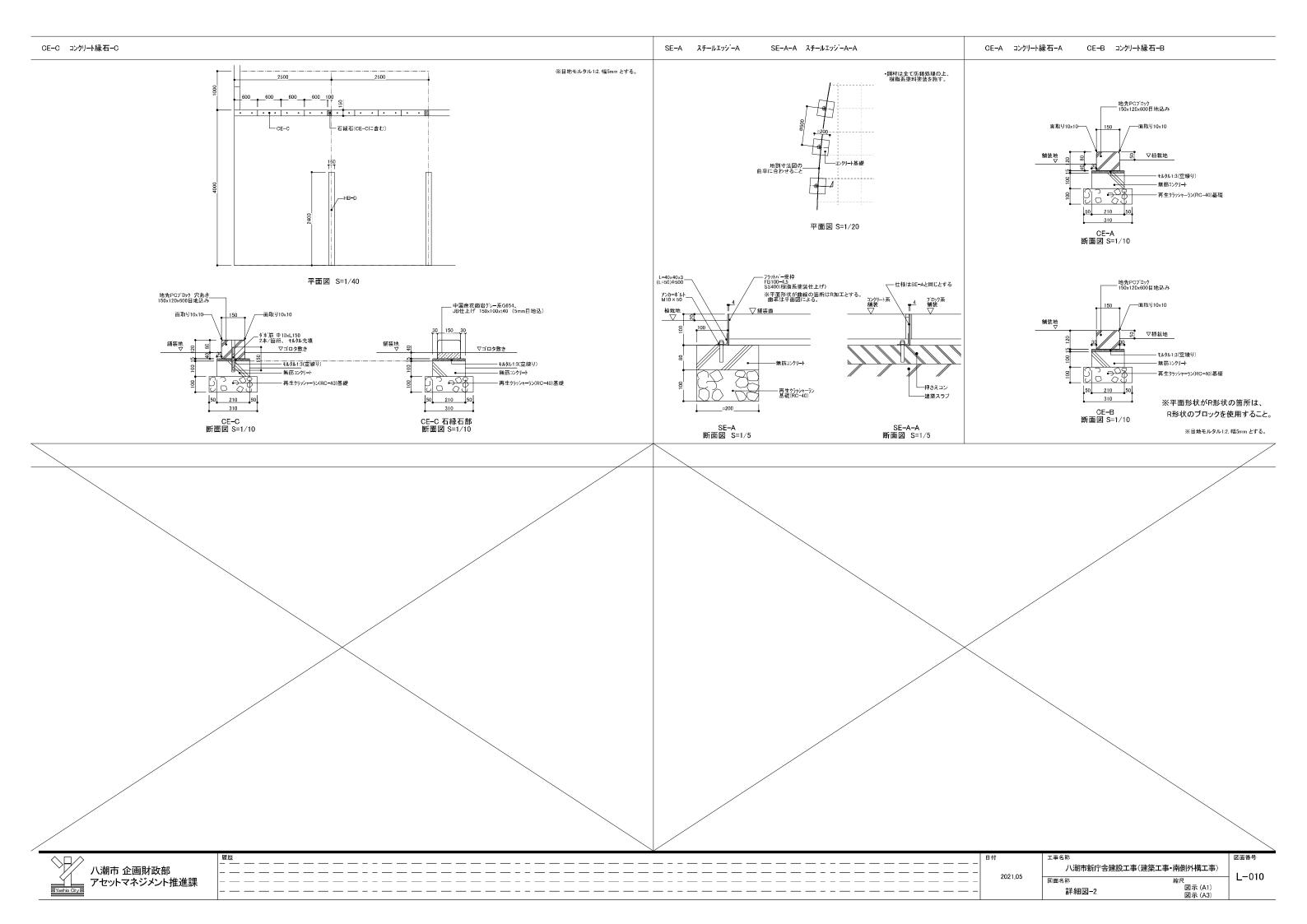


L-008

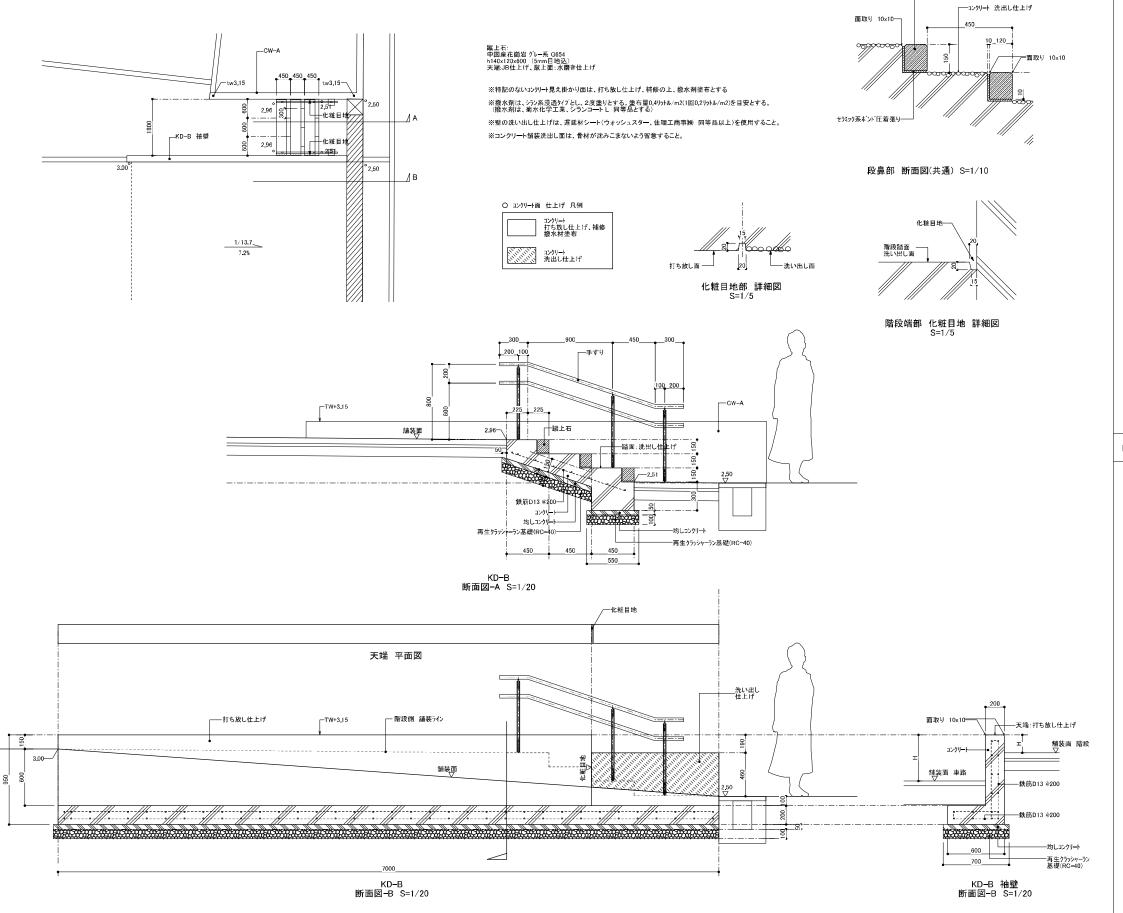
▼数地接票簿	(仮設鞋輪場)
既存L型侧满 +2.65	仮設7スファルト舗装 +2,73
·	

八潮市 企画財政部 アセットマネジメント推進課





|---|| 鐵上石



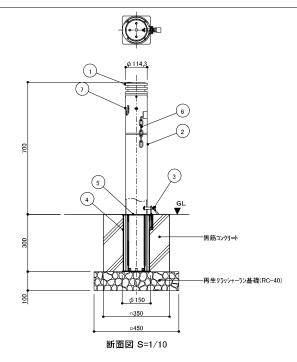
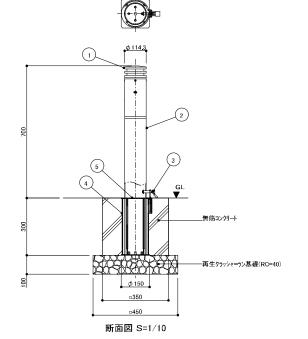


表 ※色は、指定色とする。 監理者と協議すること。

	部品名	材質	仕 上	備考
7	チェーンロック	SUS		
6	チェーン	SUS		φ 5.0 × L=2000
(5)	落り蓋	SUS304	ヘアライン仕上(上部ブレートバ)	φ 139.8 × t-3.0
4	シェル本体	SUS304	ヘアライン仕上(上部プレート/ミ)	φ 190.7 × t-3.0
3	ロックピン	SUS304	素地	φ12×L=60
2	ポール本体	SUS304	セラミック塗装	∦ φ114.3×t - 3.0
1	ホ"ールヘット"	AC-4C	ショットプラスト+セラミック塗装	※鋳物

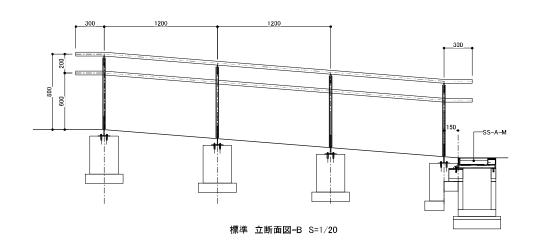
BD-C ボラード-C

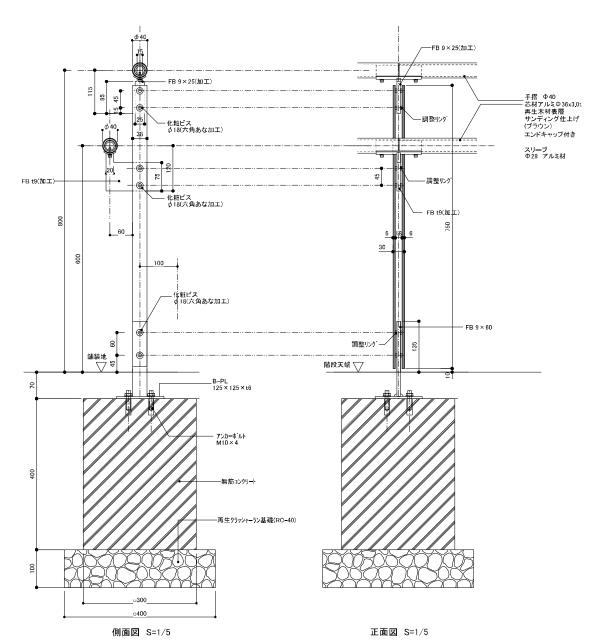


※仕様表 ※色は、指定色とする。 監理者と協議すること。

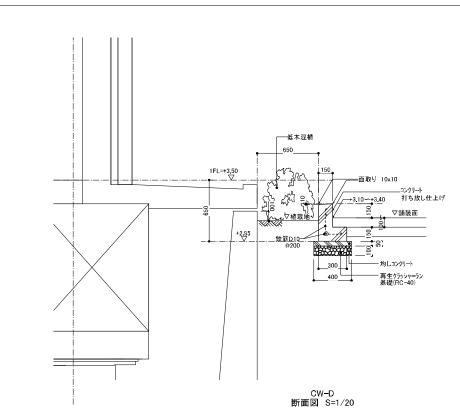
	部品名	材質	仕 上	備考
(5)	落り蓋	SUS304	ヘアライン仕上(上部プレートノミ)	φ 139.8 × t-3.0
4	シェル本体	SUS304	ヘアライン仕上(上部フレート/ミ)	φ \$90×71×=24000
3	ロックヒン	SUS304	素地	φ 12 × L=60
(3)(a)	ポール本体	SUS304	セラミック塗装	፠ φ 114.3×t−3.0
1	ホ" ー ルヘット	AC-4C	ショットブラスト+セラミック塗装	※鋳物

八潮市 企画財政部 アセットマネジメント推進課





*主要部材はSTK400とし、溶融亜鉛メッキ処理の上リン酸処理仕上げとする。
*ピス類はSUS製とする。



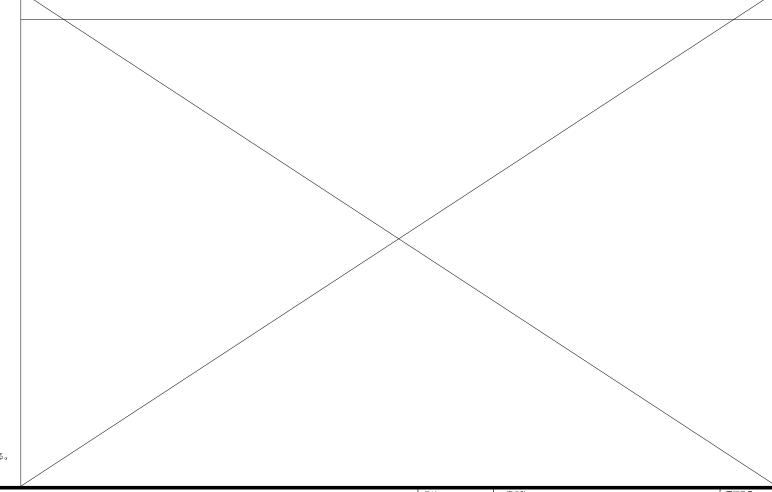
CW-D コンクリート擁壁-D

※特記のないコンツリー見え掛かり面は、打ち放し仕上げ、補修の上、撥水剤塗布とする ※撥水剤は、シラン系浸透タイプとし、2度塗りとする。塗布量0.4リットル/m2(1回0.2リットル/m2)を目安とする。

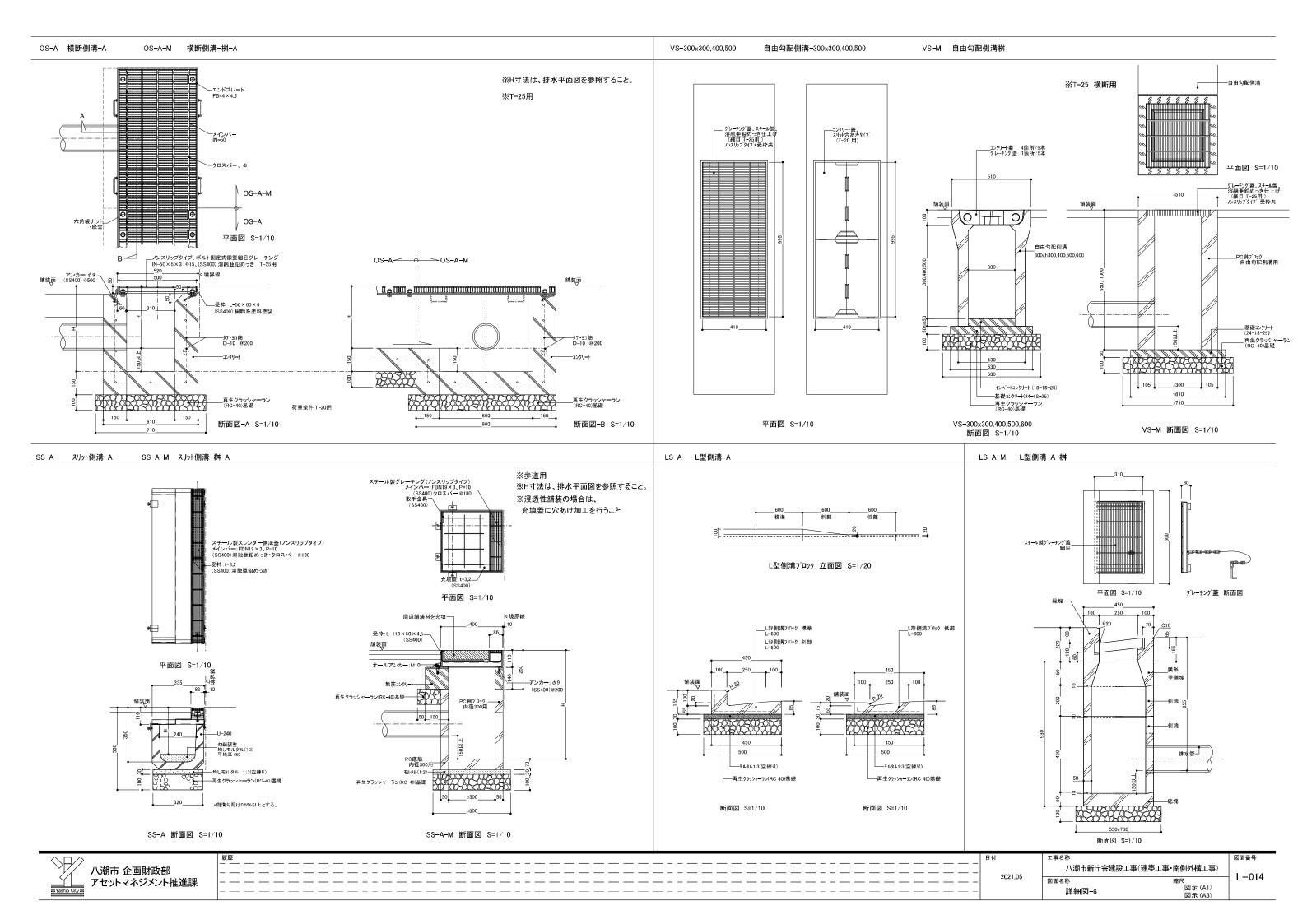
八潮市新庁舎建設工事(建築工事・南側外構工事)

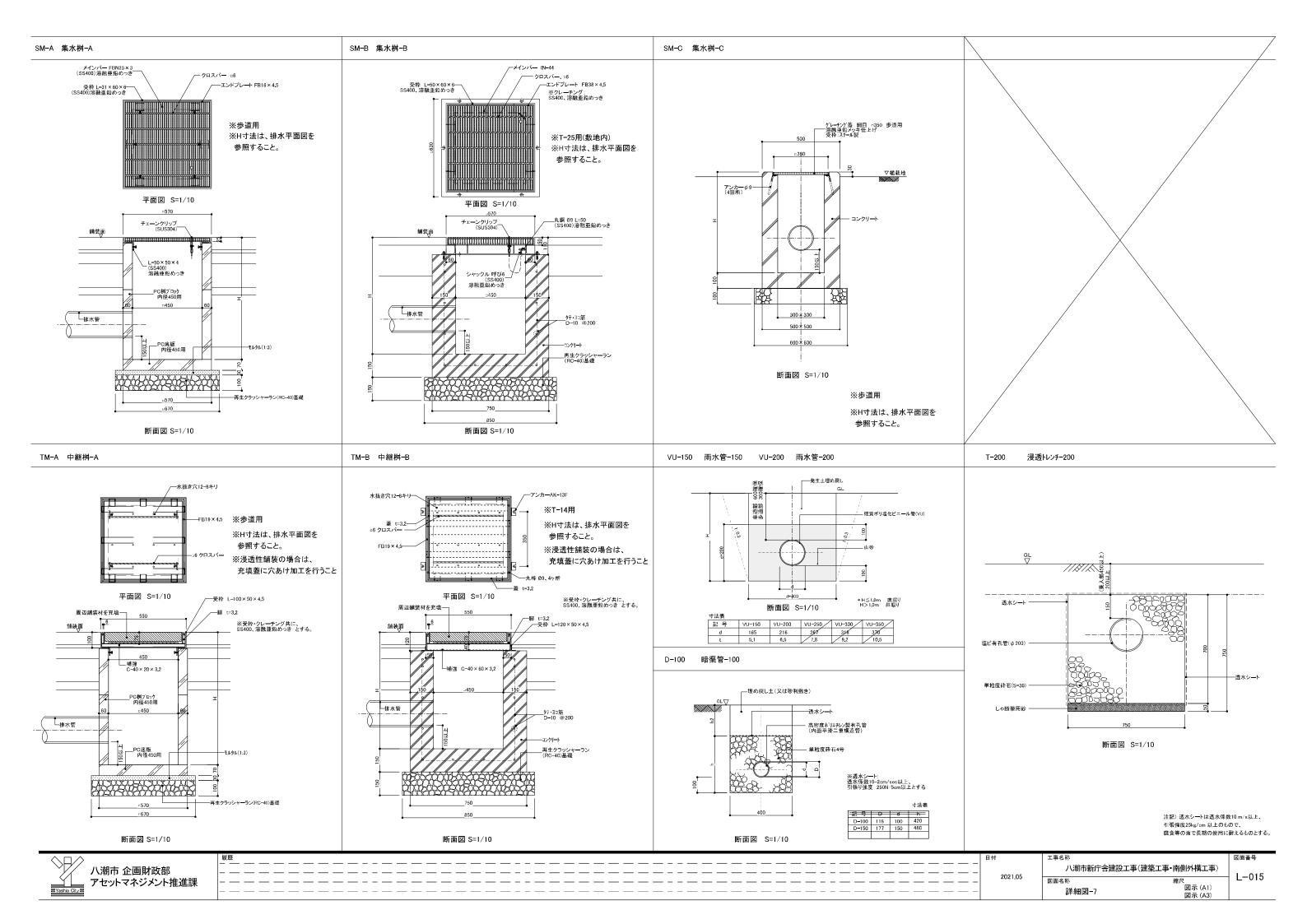
詳細図-5

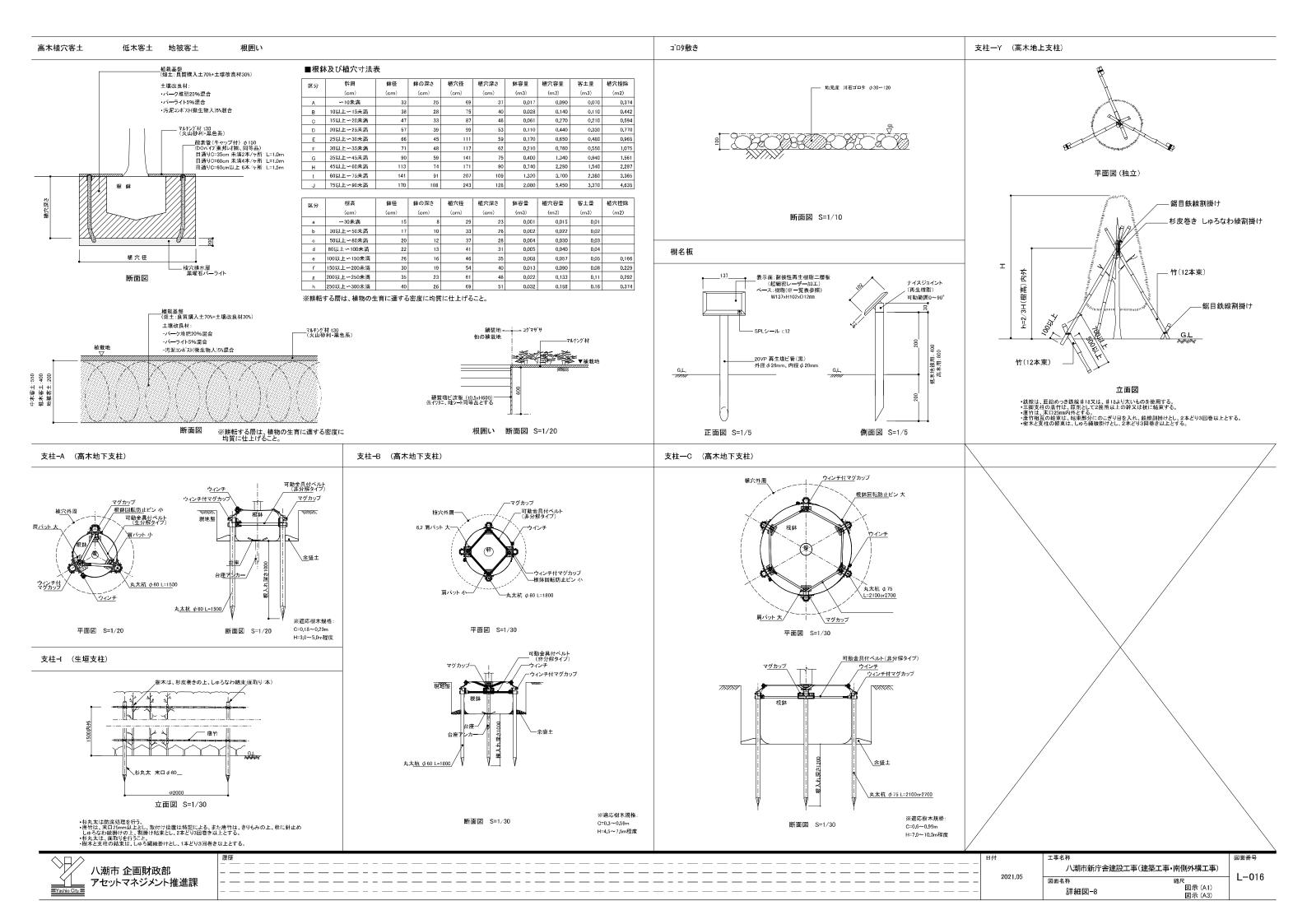
縮尺 図示 (A1) 図示 (A3) L-013

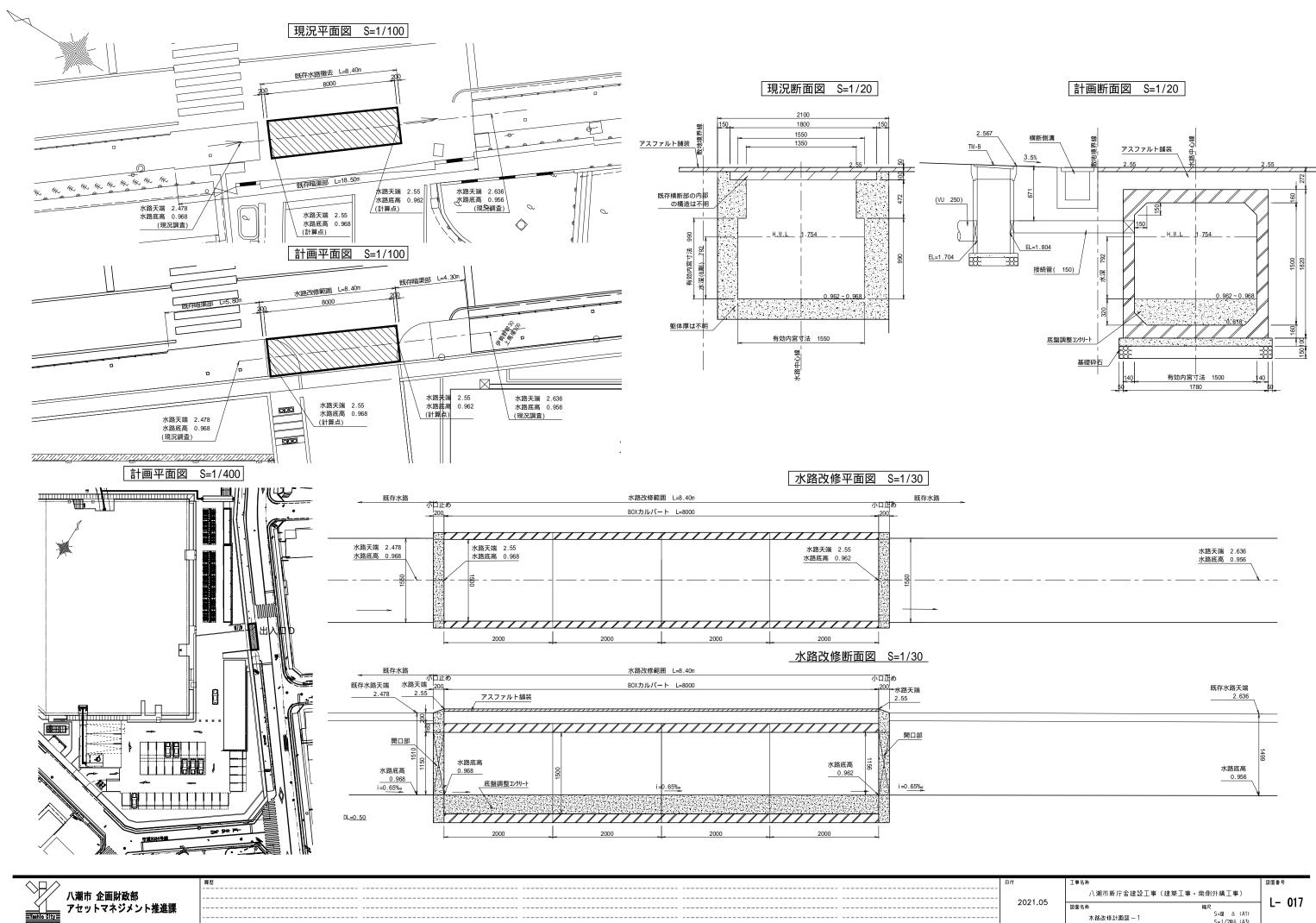


2021.05

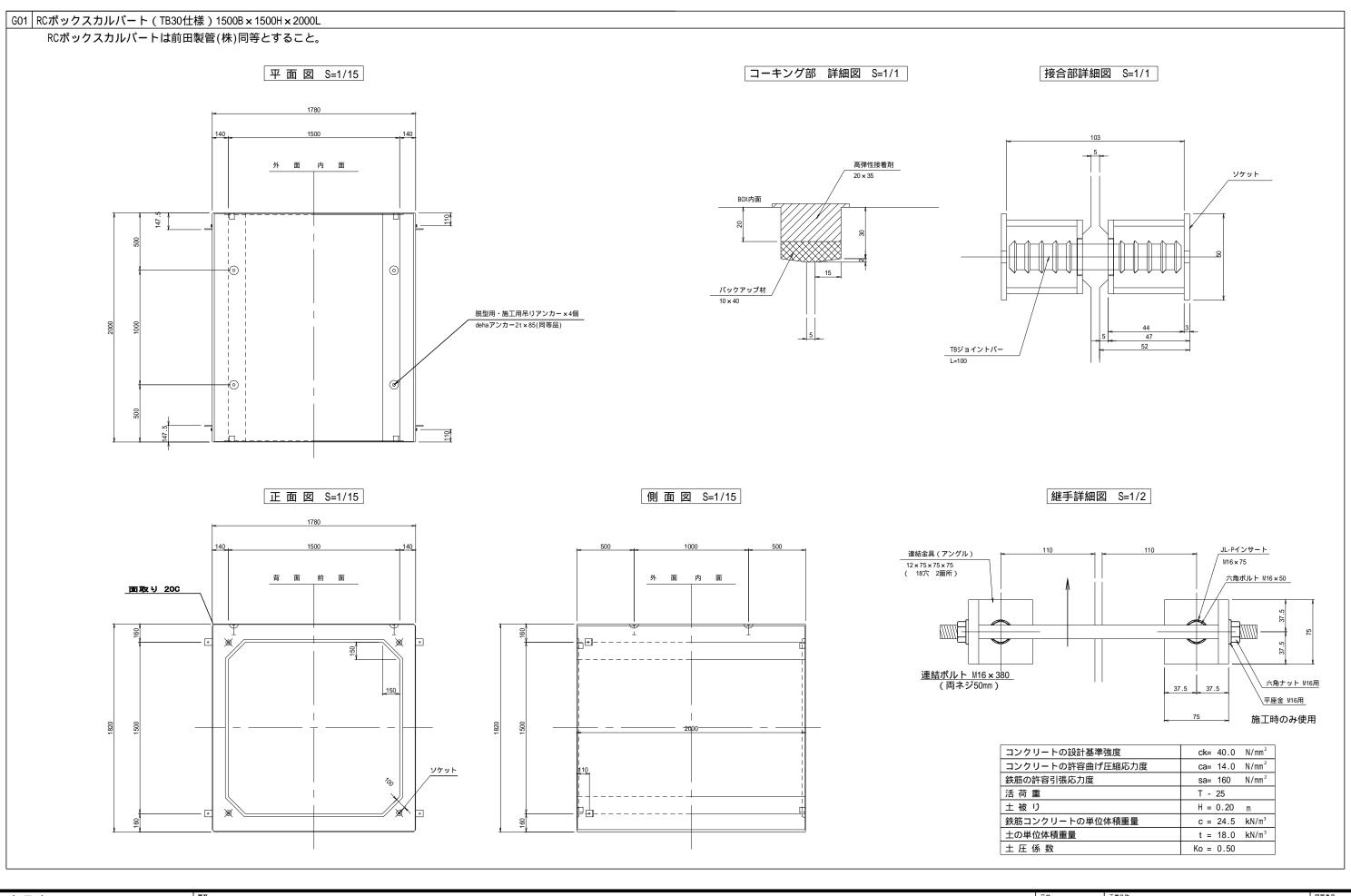








縮尺 S=図 京 (A1) S=1/2図示 (A3)



$\overline{\ \ \ \ \ \ \ \ }$	履歴			日付	工事名称		図面番号	
八潮市 企画財政部					八潮市新庁舎建設工事(建築工事	耳・南側外構工事)		
アセットマネジメント堆准理				2021.05	図面名称	縮足	⊣ L- 018	
■ プロットマインメント推進床 ■Yashlo City=			<u> </u>	_	水路改修計画図 -2	S=図 赤 (A1)		
					水路以1981 回因 ─ Z	S=1/2回示 (A3)		